

公 示

令和 7 年 3 月 5 日
一般社団法人岡山県畜産協会

肉用子牛生産者補給金制度（第 8 業務対象年間）における 生産者積立金（負担金）の額の改定について

このことについて、農林水産省畜産局長の承認通知（令和 7 年 2 月 2 8 日付け 6 畜産第 3 1 5 9 号）を得て、下記のとおり改定されましたのでお知らせします。

記

1 肉用子牛 1 頭当たりの生産者積立金（負担金）額 （単位：円）

保証基準価格と合理化 目標価格の品種区分	期間	積立金	負担金	備 考
黒毛和種	現 行	1, 6 0 0	4 0 0	生産者積立 金の負担内 訳（割合） 国（機構） （1 / 2） 県 （1 / 4） 生産者（負 担金） （1 / 4）
	改 定	1, 6 0 0	4 0 0	
褐毛和種	現 行	6, 0 0 0	1, 5 0 0	
	改 定	6, 0 0 0	1, 5 0 0	
黒毛和種及び褐毛和種 以外の肉専用種の品種	現 行	1 8, 8 0 0	4, 7 0 0	
	改 定	2 0, 0 0 0	5, 0 0 0	
乳用種の品種	現 行	6, 8 0 0	1, 7 0 0	
	改 定	5, 0 0 0	1, 2 5 0	
肉専用種と乳用種の 交雑の品種	現 行	3, 2 0 0	8 0 0	
	改 定	2, 4 0 0	6 0 0	

2 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日以降の個体登録（令和 6 年 1 0 月 2 日生まれ）子牛から
適用する